

## 我が国会計基準の開発に関するプロジェクト計画について —EUによる同等性評価等を視野に入れたコンバージェンスへの取組み—

2006年10月12日  
企業会計基準委員会

### I. はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、高品質な会計基準への国際的なコンバージェンスは世界各国の資本市場にとって便益になると考えており、そのような観点を踏まえて会計基準の開発を行い、また、国際会計基準審議会（IASB）における国際会計基準（IFRS）の開発に対して積極的に貢献するため、IASBの提案内容に対する意見発信や、IASBプロジェクトへのスタッフの参画等の活動を積極的に行っている。

このような基本方針に基づき、ASBJは、日本基準とIFRSのコンバージェンスを最終目標とするIASBとの共同プロジェクトを2005年3月に開始した。この共同プロジェクトにおいては、ASBJとIASBは日本基準とIFRSの差異を縮小させるべく積極的に議論を行い、その結果として、ASBJは日本基準の改訂を加速化する形で取り組んでいる。

また、世界各国の会計基準設定主体とのより緊密な関係の構築を推進すべきとの考えから、米国財務会計基準審議会（FASB）との定期協議を2006年5月から開始している。

このような状況の下、2006年7月に、企業会計審議会 企画調整部会から「会計基準のコンバージェンスに向けて（意見書）」が公表され、その中では、EUの同等性評価等を視野に入れた計画的な対応に関して、2008年初めまでに、相互にコンバージェンスが可能な項目についてはコンバージェンスを図るとともに、コンバージェンスの達成に時間を要する項目についても作業の進捗を示す一定の方向性を示すために、早急に具体的な工程表の策定を行うことの必要性が指摘されている。

ASBJは、これまでも国際会計基準とのコンバージェンスの取組みに関してその取組状況や今後の見通し等を公表してきたが、企業会計審議会の意見書を踏まえ、内外の関係者に対してASBJにおける取組状況等をより明らかに示していくことを目的として、現在取組み中あるいは今後取組みを予定しているプロジェクトのうち、コンバージェンスに関わる会計基準等の開発プロジェクトについて、「プロジェクト計画表」（別添）をとりまとめ、今般公表することとした。

なお、本プロジェクト計画表の公表にあたっては、特にEUによる同等性評価に関連して欧州証券規制当局委員会（CESR）から補正措置が提案されている26項目の取組状況について、その2007年末までの作業計画と2008年年初の達成状況の見通しを明らかにすることに主眼

を置いて、それらの項目を中心に示すこととしている。<sup>1)</sup>

## II. IASB との共同プロジェクトとの関係

ASBJ と IASB は、2006 年 3 月に開催された会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトの第三回会合において、コンバージェンスの加速化を図るため、それまでの着手しやすいものから逐次テーマとして取り上げていく方式（「フェーズド・アプローチ」）から、差異のあるすべての会計基準について広く今後の取組みを明示し、その中から優先度に応じて同時に着手していく方式（「全体像アプローチ」）に移行することで合意した。

全体像アプローチの下では、会計基準間の主要な差異について短期的に解消が可能な「短期プロジェクト」と、それ以外の項目である「長期プロジェクト」に分類している。このうち短期プロジェクト項目については、当面、2008 年までに解決するか、少なくともその方向性を決定することとしており、また、長期プロジェクト項目のうち、収益認識、業績報告、無形資産（研究開発費を含む）、連結の範囲(SPE を含む)、過年度遡及修正の 5 項目については、ASBJ として優先的にリサーチ・プロジェクトを立ち上げ、方向性の絞込みや IASB 及び FASB への意見発信を行うこととしているところである。

また、2006 年 9 月には IASB との共同プロジェクトの第四回会合を開催し、議論を通じて相互理解を深めるとともに、共同作業の継続実施とそれぞれのプロジェクト・プランについて確認をしている。

ASBJ としては、IASB との共同プロジェクトの推進により、会計基準間の差異は縮小していくものと認識している。しかしながら、CESR から補正措置が提案されている項目については、その影響の重要性に鑑み、着実に差異の解消を進める必要があることもまた認識している。このため、これらの項目については、各項目の実質的な重要性<sup>2)</sup> や国内外における検討状況・経緯<sup>3)</sup>などを考慮しつつ優先付けを行って、積極的に取組みを進めていく考えである。

## III. EU による同等性評価に対応するための今後の取組み

ASBJ は、2006 年 1 月に公表した「日本基準と国際会計基準とのコンバージェンスへの取組みについて－CESR の同等性評価に関する技術的助言を踏まえて－」の中で、CESR から補正措

---

<sup>1)</sup> ASBJ では、「プロジェクト計画表」にコンバージェンス関連として掲げた項目以外に、主として国内基準に固有の検討テーマについても、企業結合、退職給付、会社法対応等の各専門委員会を通じた取組みを行っている。また、すべての会計基準に関わるテーマとして財務会計に関する「概念フレームワーク」の開発にも取り組んでいる。

<sup>2)</sup> 補正措置の適用が個々の企業レベルで判断される場合には、企業の合理的な会計処理方法の選択により補正措置を回避できるケースも少なくないとも考えられる。

<sup>3)</sup> IASB と FASB のコンバージェンスに係る項目については、その議論の動向を踏まえて検討を行う必要がある。また、国内において最近開発された基準に係る項目は、市場の評価を踏まえて検討を行う必要があると考えられる。

置が提案されている項目に対する取組みの現状と 2008 年時点の達成状況の見通しを示した。

その後、ASBJ は、この取組方針に則って作業を進めてきた。また、前述のように IASB との共同プロジェクトを「全体像アプローチ」に移行する中で、CESR から補正措置が提案されている項目以外についても広く今後の方針を示すこととなった。<sup>4)</sup>

コンバージェンスに関わる情勢は進展を続けており、EU による同等性評価に対応するための取組みについても、情勢を踏まえてたえず見直しを行っていくことが必要である。ASBJ では、今般のプロジェクト計画表の公表と合わせて、CESR から補正措置が提案されている項目に関する現状及び取組方針並びに 2008 年年初の達成状況の見通しを、次のように更新している。

(表) 日本基準の同等性評価に関する CESR による指摘項目と ASBJ の今後の対応

No.	補正措置	項目	現状及び取組方針	2008 年年初 (見通し)
1	補完 計算書	企業結合 (持分プーリング法)	2006 年から適用されている会計基準について市場の評価を見極めることとしている。このため、2006 年末までにプロジェクト・チーム (P T) を設置して、2007 年には市場調査を実施予定である。  なお、持分プーリング法はどちらが取得企業かを識別できないような限定的な場合に限り適用されることとなっている。	市場調査の結果、IFRS の適用後の評価及び IASB/FASB の議論の動向を踏まえて検討し、必要に応じて論点整理を公表している。
2	補完 計算書	連結の範囲 (適格 SPE)	専門委員会を設置。まず SPE の開示をテーマとして取り上げて検討を開始している。2007 年からは IASB と FASB との議論の動向を踏まえながらさらに検討を行う予定としている。	開示の検討については、2007 年 3 月までに適用指針を公表している。  連結範囲の検討については、IASB/FASB の議論の動向を踏まえて、2007 年末までに論点整理を公表している。

<sup>4)</sup> 2006 年 2 月には FASB と IASB の間の合意事項が MOU (Memorandum of Understanding) として公表され、2008 年までの会計基準間の差異縮小への取組みがより具体的に示されることとなった。ASBJ と IASB との共同プロジェクトにおいても、MOU において取り上げられた項目を踏まえてテーマ決定を行っている。全体像アプローチにおける検討テーマには、例えば、収益認識や業績報告のように、「プロジェクト計画表」上に作業計画が示されていないものもあるが、これらについても IASB/FASB の議論の進展に応じて、適時に意見発信等を行っていく予定としている。

No.	補正措置	項目	現状及び取組方針	2008年年初（見通し）
3	補完 計算書	在外子会社の会計方針の統一	実務対応報告の公表（2006年5月）により、在外子会社の会計方針は親会社と実質的に統一されることとなった（一定の修正を条件にIFRS又は米国基準による財務諸表の連結決算手続を認めている）。	実務対応報告を2008年4月から適用開始（早期適用あり）。
4	開示B	ストック・オプション（費用化）	会計基準／適用指針を公表（2005年12月）。必要とされた開示（No.13「ストック・オプション」参照）もその中で要求されている。	会計基準／適用指針を適用済み。
5	開示B	企業結合の対価算定日（交換日）	IASBとFASBとの議論の動向を踏まえながら、No.1「企業結合（持分プーリング法）」と合わせて、検討を行う予定としている	（No.1「企業結合（持分プーリング法）」参照）
6	開示B	企業結合（取得研究開発）	無形資産ワーキング・グループ（WG）で検討する。（No.11「開発費の資産化」参照）	（No.11「開発費の資産計上」参照）
7	開示B	企業結合（負ののれん）	開示Bとして要求されている注記情報（金額、発生原因、償却方法及び償却期間）は、2006年から適用された会計基準ですでに要求されている。	会計基準／適用指針を適用済み。
8	開示B	棚卸資産の評価方法（後入先出法）	2007年にPTを設置して検討を開始する予定である。 なお、後入先出法を採用している会社は少ない。また、個別企業の会計方針の選択により補正措置を回避することができる項目である。	今後の方向性を決定している。
		棚卸資産の評価基準（低価法）	会計基準の公表（2006年7月）により、収益性の低下により簿価切り下げを行うことを定めた。	会計基準を2008年4月から適用開始（早期適用あり）。

No.	補正措置	項目	現状及び取組方針	2008年年初（見通し）
9	開示B	関連会社の会計方針の統一	<p>2007年にPTを設置して検討を開始する予定である。</p> <p>2005年度のIFRSの導入により生じる問題も検討するため、IASB又はFASBとの協議の中で検討することも考えられる。</p> <p>（現行の日本基準でも投資会社及び関連会社の会計方針は原則として統一することが望ましいとされているが、実務を考慮して、要求まではしていない。）</p>	PTによる検討を受けて、必要に応じて公開草案まで公表している。
10	開示B	固定資産の減損テスト	<p>2005年から適用されている会計基準について市場の評価を見極めることとしている。このため、2007年にPTを設置して市場調査を実施予定である。</p> <p>また、IASBとFASBとの議論の動向（短期統合化）を踏まえながら検討を行う予定としている。</p>	<p>市場調査の結果及びIASB/FASBの議論の動向を踏まえて検討し、方向性を決定している。</p> <p>なお、IFRSが米国基準にコンバージェンスすることになれば、日本基準とIFRSの差異も解消される。</p>
11	開示B	開発費の資産計上	<p>WGを設置して検討を開始した。</p> <p>IASBとFASBとの議論の動向（短期統合化）を踏まえながら検討を行う予定としている。</p>	<p>IASB/FASBの議論の動向を踏まえて検討し、2007年末までに論点整理を公表している。</p> <p>なお、IFRSが米国基準にコンバージェンスすることになれば、日本基準とIFRSの差異も解消される。</p>
12	開示B	農業	（公開会社で農業を営む会社は非常に少ない。）	—

No.	補正措置	項目	現状及び取組方針	2008年年初（見通し）
13	開示A	ストック・オプション（新基準で必要な開示が行われない場合）	（No.4「ストック・オプション（費用化）」参照）	（No.4「ストック・オプション（費用化）」参照）
14	開示A	企業結合（少数株主持分）	IASBとFASBとの議論の動向を踏まえながら、No.1「企業結合（持分プーリング法）」と合わせて、検討を行う予定としている	（No.1「企業結合（持分プーリング法）」参照）
15	開示A	企業結合（段階取得）	IASBとFASBとの議論の動向を踏まえながら、No.1「企業結合（持分プーリング法）」と合わせて、検討を行う予定としている	（No.1「企業結合（持分プーリング法）」参照）
16	開示A	保険契約（異常危険準備金）	（対象業種が保険業に限られており、また、IASBでは現在フェーズⅡの議論が進められている。）	－
17	開示A	工事契約（工事進行基準）	IASBとの共同プロジェクトの短期項目として取り上げ、WGを設置して検討を開始した。	2007年末までに会計基準／適用指針を公表している。
18	開示A	不良債権開示（開示が不十分でない場合）	金融機関においては一定の開示ルールが定められており、特段の対応は不要と考えられる。	－
19	開示A	廃棄費用	（No.24「資産の除去債務」と合わせて検討を行う。）	（No.24「資産の除去債務」参照）
20	開示A	従業員退職後給付（退職給付債務の割引率を含む）	IASBとの共同プロジェクトの長期項目として取り上げられており、2007年以降PTを設置して、IASB/FASBの議論に関して意見発信等を行うことを予定している。	IASB/FASBの議論の動向を踏まえて検討し、方向性を決定している。
21	開示A	企業結合（外貨建のれんの換算）	（No.1「持分プーリング法」と合わせて検討を行う予定としている。）	（No.1「持分プーリング法」参照）

No.	補正措置	項目	現状及び取組方針	2008年年初（見通し）
22	開示A	金融商品の公正価値開示	IASBとの共同プロジェクトの短期項目として取り上げ、WGを設置して検討を開始した。	2007年末までに会計基準／適用指針を公表している。
23	開示A	固定資産の減損会計（減損損失の戻入）	（No.10「固定資産の減損テスト」と合わせて検討を行う予定としている。）	（No.10「固定資産の減損テスト」参照）
24	開示A	資産の除去債務	IASBとの共同プロジェクトの短期項目として取り上げ、WGを設置して検討を開始した。	2007年末までに会計基準／適用指針を公表している。
25	開示A	投資不動産	IASBとの共同プロジェクトの短期項目として取り上げられている。ASBJは、IASBに対して意見発信を継続的に行っていく。 IASBとFASBとの議論の動向（短期統合化）を踏まえながら検討を行う予定としている。	IASB/FASBの議論の動向を踏まえて検討し、方向性を決定している。 なお、IFRSが米国基準にコンバージェンスすることになれば、日本基準とIFRSの差異も解消される。
26	今後の作業	金融商品	会計基準が複雑なため、CESRは技術的評価を継続するとしている。当面は対応なし。 IASBとFASBとの議論の動向を踏まえながら検討を行う予定としている。	—

（注1）「No.」欄はASBJによる便宜上の採番。

（注2）「補正措置」欄の表記の意味は次のとおり。

- ・補完計算書：仮定計算ベースでの要約財務諸表作成
- ・開示B：IFRSに従って会計処理した場合の定量的影響（損益又は株主持分への税引前後の影響）の表示
- ・開示A：日本基準で既に提供されている開示を補強する定性的・定量的情報の開示
- ・今後の作業：将来検討されることとされている。

以上